

## 羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月25日(火) 午後1時30分から午後3時15分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 欠席委員 川田英之

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

6. 農地利用最適化推進委員 14名

7. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗原繁  
事務局次長 野口武士  
主任 高見直輝 (書記)

8. 会議の概要

議 長	ただ今から、5月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、9名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	5番 平井紘一委員、6番 儘田實委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席については、11番 川田委員より出され
	ております。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。ただし、受付番号187号については、農業委員会等
	に関する法律第24条の規定による議事参与の制限等に該当する案
	件でありますので、審議、採決に際しましては、「 委員」
	の退席を求めることとなります。それでは、事務局からの説明後、
担当委員の調査結果報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
	受付番号187号では、譲渡人は県外に在住者で、今までの耕作者
	が耕作できないとのことでした。申請農地は譲受人の自宅に隣接して
	おり、利便性がとても良く、今後の耕作を行うことから、所有権を
	売買するものです。次に受付番号188号では、譲受人は加須市で
	耕作を行っている、加須市在住の方です。申請農地は譲受人の住ま
	いから約0.5キロに位置しております。譲受人は当該農地の隣接
	農地の耕作者であり、譲渡人は耕作が難しいことから、今回、所有
	権の売買を行うものです。次に受付番号189号では、申請農地は
	譲受人の住まいから約1キロに位置しております。現在、譲受人が
	耕作している農地に近接しており、耕作するのに利便性が良く、ま
	た、譲渡人は、高齢で今後の耕作が難しいことから、今回、譲受人
	へ贈与を行うものです。各号とも申請の事由は、農業経営の拡張で

	<p>問題ないと思われます。そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
事務局	<p>受付番号187号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。</p>
6番	<p>受付番号188号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。</p>
10番	<p>受付番号189号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用</p>

	<p>したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。まずは受付番号187号について、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、委員の退席をお願いします。</p> <p>(委員の退席)</p> <p>それでは、ただいまの報告及び説明に対し、受付番号187号について、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の受付番号187号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。</p> <p>(起立全員)</p> <p>起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による受付番号187号の許可申請については、許可することに決定いたします。それでは、委員の入室をお願いします。</p> <p>(委員の入室)</p> <p>続きまして、先ほどの受付番号188・189号の報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の受付番号188・189号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。</p> <p>(起立全員)</p> <p>起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による受付番号188・189号の許可申請については、許可することに決定いたします。</p>
(議案第2号)	<p>引き続き、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p>
	<p>農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号190号か</p>

ら200号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご
説明いたします。はじめに受付番号190号の農地の区分について
は、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね
10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。190
号では、譲受人は、東京都練馬区に事務所を置き、昭和42年から
主に不動産業行っている法人です。申請農地は、既存住宅に介在し、
近年、新規の住宅が建ち並び、とても住環境の整った場所で、需要
も見込めるとのことです。このことから、建売住宅の建築を計画し
たところ地権者の同意を得られたことから、今回、8棟分の建売住
宅敷として申請するものです。次に受付番号191号の農地の区分
については「第2種農地」と判断しました。191号では、自己用
住宅を設けるものです。譲受人は、現在、群馬県太田市のアパート
に夫婦で暮らしています。将来の生活を思い、自分達の住宅の建
築を考えています。申請農地は、近年、新規の住宅が建ち並び、と
ても住環境の整った場所になります。また、周辺には国道125号
線が通り、通勤や太田市の実家にも行きやすいなど、交通の便も良
いことから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。次に受
付番号192号の農地の区分については、「第2種農地」と判断し
ました。192号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は現
在、杉戸町のアパートで妻と暮らしています。この度、子供が生ま
れ、このアパートが手狭となったこともあり、地元に戻り、自分の
住宅の建築を考えていました。申請農地は、実家の隣接地であり、
住居地として育児を安心して行うには、最適な場所であることから、
今回、自己用住宅敷として申請するものです。次に受付番号193
号の農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。19
3号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人2名は、現在、実
家で親と同居しておりますが、子供が生まれ、親との生活リズム等
の違いがあり、同居が困難になったため、自分の住宅の建築を考え
ていました。申請農地は、実家のそばであり、住居地として高齢の
親の見守りや育児を安心して行うには、最適な場所であることから、
今回、自己用住宅敷として申請するものです。次に受付番号194
号の農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。19
4号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、熊谷市
で親と同居しておりますが、自分の住宅を建築して独立を考えてい
ました。申請農地は、既存住宅に介在し、周辺には、南羽生駅や須
影小学校、大型ショッピングモールがあるなど、とても住環境の整
った場所であることから、今回、自己用住宅敷として申請するもの

です。次に受付番号195号の農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。195号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、加須市で親と同居しておりますが、この度、結婚することになり、子供も生まれることから、自分の住宅の建築を考えていました。申請農地は、近くに須影小学校や、南羽生駅、大型ショッピングモールがあるなどとても住環境が良いことから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。次に受付番号196号の農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。196号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市内のアパートで妻と子、3人で暮らしています。今のアパートでは手狭となったため、自分の住宅を建築したいと考えていました。申請農地は、近くに須影小学校や、南羽生駅、大型ショッピングモールがあり、また市内の勤め先までの通勤時間も今とそれ程変わらず、とても住環境が良いことから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。次に受付番号197号の農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。197号では、駐車場敷を設けるものです。譲受人は、市内に事務所を置き、昭和57年から主に医療・福祉に関する事業を行っている法人です。コロナ禍の影響で患者が増えており、駐車場が不足しているとのことです。駐車場について、新型コロナウイルス関連の診察・治療に対応するため新型コロナウイルス関連の発熱外来病棟を職員駐車場に建設したことにより、職員用駐車場が減り、やむを得ず、外来患者向け駐車場の一部を職員用として利用するなど対応しておりますが、今年の12月には、新たな医療病床（回復期リハビリテーション、地域包括ケアに係る整備 80床）の着工に向けた準備として工事ヤードのスペースや工事に必要な車両駐車場の確保、さらには増加する外来・入院患者に対応するため医師、看護師等の病院職員も増員しており、関係者駐車場の確保には至っていない状態です。速やかに少しでも駐車場の不足を解消するため、駐車場の代替地を探していたところ、申請農地は、羽生総合病院に隣接し、また、譲渡人の了解も得られたことから、今回、駐車場敷として申請するものです。次に受付番号198号の農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。198号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人は、群馬県邑楽郡板倉町に事務所を置き、平成19年から主に太陽光発電業を行っている法人です。申請農地は、農地の広がりがない場所となっており、周辺は、日光を遮る高い建物がなく、採算性も十分に確保できることから、施設

	<p>の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかわからないように行うものとなっています。次に受付番号199号の農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。199号では、駐車場を設けるものです。譲受人は、春日部市に事務所を置き、昭和41年から自動車販売を行っている法人です。近年、軽自動車販売実績の好調に伴い、駐車場が不足しているとのことです。申請農地は、販売店から約0.2キロほど南東に位置しております。現在、社員及び整備・販売車両保管場所として借用している南側の土地約20台分がありますが、農地転用の許可なく利用しております。申請農地を取得後に全車両を移動し、借用している土地は、農地に回復するとのことで、今回、駐車場敷として申請するものです。次に受付番号200号の農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。200号では、住宅2棟の建築を計画しております。譲受人は、行田市に事務所を置き、昭和54年から主に不動産業を行っている法人です。申請農地の周辺は、開発が進んでいる地域となっています。近くには、南羽生駅があり、また、市街化区域に近接した場所でとても利便性が良く、需要が見込めることから、今回、住宅2棟の建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから、申請を行うものです。また、各号とも農地の区分及び転申請に用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1番	<p>受付番号190号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は、東京都練馬区石神井町において、不動産業を営んでおります。</p> <p>今般、当該土地を居住するのに、静かで住環境が良好なため、住宅地として適しているので専用住宅を建設いたしたく申請する次第です。調整区域のため適応を受け、基準を遵守し周囲に迷惑のかわからないよう努めたいと思います。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>

1 番	受付番号191号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在私たちは、群馬県太田市の賃貸アパートに夫婦で居住しています。将来のことを考え、そろそろ自分達の家を建てたいと思い、土地を探していました。土地選定に当たり、職場に通勤しやすい場所で、太田市の実家に行きやすい場所を探していましたところ、同土地を紹介されました。同土地であれば希望に近く、車による交通の便も良く、ショッピングセンターも近くにあり、住宅を建築するにも環境が良く、また周辺農地に対しても被害を及ぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、このたびの申請となりました。何卒、よろしくお願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
2 番	受付番号192号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私は、26歳になる会社員です。現在は市外のアパートに住んでおりますが、このたび、子供が生まれ、アパートが手狭となったこともあり、地元に戻ろうと考えております。この際、新居を建築しようと思い、実家に相談したところ、実家の隣接地の所有者から土地を譲っていただけるとのことでしたので、この際、住宅の敷地として利用したく、今般、申請するものです。本件申請地は、直近において道路改良がなされて利便性、安全性ともに良好で、かつ、実家に隣接していることから育児も安心して行うことができ、住居として利用するには最適地です。以上の事情をお汲み取りの上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
5 番	受付番号193号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。

	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、私達は親と同居しておりますが、子供が生まれたこともあり、親との生活リズム等が違ってきて、同居が困難になったため、自分たちの家が欲しいと思い、住宅を建築する計画を立てました。しかし、自己所有の土地や建物はなく、親も高齢なため、これからのことを考えるとできるだけ親の近くに建築したいと思い、親に相談したところ同意して頂けたので、今回の申請に至った次第です。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
8番	受付番号194号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私は実家で親と一緒に住んでいるため、家を建てて独立しようと考えました。土地・建物を所有していないため、建築地を探していたところ本申請地を見つけることが出来ました。資金の目途もたちましたので、申請地を売買にて取得して自己用住宅を建築したいと思います。上記のような理由から、農地法第5条第1項の規定による許可申請をいたしますので許可の程、よろしく申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
8番	受付番号195号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、市外の実家にて生活をしておりますが、このたび、結婚することになり、また子供も生まれるため、新しい住居を建築したいと考えておりましたが、自己所有の土地、建物がないため、建築できる土地を探しておりました。住宅地の選定に際し、私の勤め先が
	で、妻の勤め先が であり、また駐車場も確保
	できる土地を羽生市内で探していたところ、今回の申請地を譲って
	頂けることになりました。こちらの土地であれば、夫婦2人とも職場からも近く、また小学校も近くにあり、生活していく環境が整っているため、ぜひこちらの土地に住宅を建築し暮らしていきたいと



	<p>新型コロナ関連の発熱外来病棟の建設に着手しました。この発熱外来病棟は、鉄骨造平屋、建築面積2459.70㎡の規模であり、一般外来患者との動線の分離を図るため、職員用駐車場に建設を致しました。このことにより、さらに職員駐車場台数が大幅減となることから、急遽この減に対応すべく103台分の職員駐車場の確保も図ったところですが、一方、増加する外来・入院患者に的確に対応すべく、医師・看護師等の病院職員も増員しております。本年3月31日現在の意思を始めとする職員数は、614名と2年前より99名の増員となっております。これらのことから、これまで新棟の増築を主に職員駐車場の確保に努めておりましたが、急遽、コロナ関連の発熱病棟の建築が加わり、職員用駐車場については、166台分が減となることとなりました。このことから、やむを得ず当初外来患者向けに用意した駐車場の一部を職員向け駐車場として利用している状況であります。これまで、病院周辺において、現在不足している外来患者向け駐車場を利用している66台分及び隣接調剤薬局に駐車している11台分の計77台分の駐車場用地について、速やかに確保すべく、周辺土地所有者との交渉を行ってまいりましたが、まとまった土地の確保が難しい状況でございます。さらに、本年12月着工に向け、準備を進めております新棟の増築に伴う工事ヤードのためのスペースも必要であり、この新築工事分と併せて147台分（工事ヤード分62台分）の職員駐車場の確保も課題であります。このような中、当病院に隣接した土地所有者より、駐車場用地として貸していただける運びとなりましたことから、今回の申請に至った次第です。今回申請する駐車場用地に駐車できる台数は38台であります。このことから、この工事ヤードに使用予定の駐車場（主に医師・管理職用）を外来用駐車場（66台駐車可）へ移動し、この駐車場を利用している職員向けの駐車場を申請地及び他の駐車場に移動する予定として計画いたしましたところですが、しかしながら、まだ当病院としても職員向け駐車場台数の確保には至っておりません。さらに、新棟が開院予定としている令和5年4月には、新たに医師・看護師等82名の増員も予定しているところですので、これからも駐車場の用地確保に努めてまいりますので、同病院の置かれた現状をご勘案頂きますようお願いを申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
10番	<p>受付番号198号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>

	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当該事業を行う条件として当社では、日当たりの確保ができること、電柱（系統連系点）が可能であること、保守、管理の観点から自社から交通の便の良いこと。転用によって附近の農地に悪影響を及ぼさない場所にあることです。囲繞地であることから農地としては不向きであり、地権者様が草の管理のみを行っていました。土地を有効活用できる最良の方法としてご提案したところ土地をお譲り頂ける運びとなりました。なお、今般の計画について隣接地所有者様からご理解を頂いているうえ、工事と今後の管理のための通行承諾についても頂いております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
事務局	<p>受付番号199号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在当社は、主に軽自動車の販売修理業務を取り扱う事業所として羽生市に営業所を開設しています。</p> <p>近年の軽自動車販売実績の好調に伴い、駐車場が不足している状況です。現状打開策として、一時的な借地で羽生市</p> <p>を社員の通勤用車両及び整備車両保管場所として約20台使用していますが、農地転用許可を受けずに使用していることを反省しています。今後は、申請土地を取得した後に現在借地使用している駐車場の車両をすべて移動し、農地として回復した状況の写真を申請地の完了届と併せて提出致します。以上の理由により、申請地の許可申請を致しますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
6番	<p>受付番号200号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>

	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私どもは、住宅環境の良い羽生市において、お住まいになる方にとってさらに利便性の高く、それでいて住環境が整った街づくりのお手伝いの一環となる土地を探しておりました。お住まいとなる方の対象は、20代～30代前半の夫婦で、まだお子様が幼く、共働きしている家族であり、休みの日は公園で家族一緒に過ごしたり、買い物をしたりと郊外にてゆとりを持った住まいを探している方を対象としておりました。そのため、敷地内に車が2台は停めることができ、そこそこのガーデニングもできる庭もあり、近くには公園やショッピング施設もある場所を選定し、探してまいりました。したがって、おのずと1区画300㎡以上は欲しくそのような土地を探しておりました。その経緯の中で、当該地は、市街化区域に隣接しており、それでいながら敷地の面積も閑静な周辺地域としてロケーションも要件を満たしておりました。それに加えて東武線南羽生駅や須影小学校も近く、また少し足を延ばせば、イオンモール羽生という大きな商業施設も最寄りにあり、当社としても絶好のロケーションであると強く認識いたしました。当社としては、許可後の工事等は役所様のご指導の下、細心の注意をもって隣地の農地に影響のないよう施工して参ります。よろしく御配慮くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑　ご発言を願ひます。</p>
7番	<p>許可が出る前に事前に工事に着工してしまっている場合はどうするのか。</p>
事務局	<p>農地転用申請の許可が出る前に事前に工事に着工することは認められません。農地法の違反に当たります。業者には、即時に工事を中止させ、着工前の段階まで現状回復させます。農地法違反の状態では、農業委員会の議案にかけられませんので、事務局としても現場の確認は行っておりますが、委員の皆様調査時に着工していた場合には、事務局まで報告をお願いいたします。</p>
9番	<p>196号についてですが、1種農地で自己用住宅の建築とのことですが、この場合は、許可になるのですか。</p>
事務局	<p>1種農地は原則不許可となりますが、不許可の例外規定があります。内容は「住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活又は、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」と規定されており、今回は、住宅であることや集落に接続して設置</p>

	<p>されるものであることから第1種農地の不許可の例外に該当するものとして考えております。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。</p>
	<p>ただいま議題となっている議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、皆様の調査も審議もございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり、住宅敷として5件ございました。ご確認の程、宜しく願います。</p> <p>報告事項2 農地法第5条第1項第8号の規定による届出書についてでございますが、これは、認定電気通信事業者の携帯電話の中継基地（電波塔）の建設に関するものです。中継基地（電波塔）の建設は、許可ではなく、届出として速やかに建設できるよう農林水産省令で定めてあります。このことから、皆様の調査・審議もございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり1件ございました。ご確認の程、宜しく願います。</p> <p>報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定等促進事業に係る合意の解約となりますが、3件ございました。ご確認の程、宜しく願います。</p> <p>報告事項4 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました4月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、5条が12件ございました。関係なされました委員の方におかれましては、資料の整理等、宜しく願います。</p> <p>① 6月の定例農業委員会の日程について</p>

	② 農地相談会について
	③ 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 および令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
	④ 「緑の募金」運動の協力依頼
	⑤ 利用権の設定について
議長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、 ここに署名する。</p> <p>令和3年 5月 25日</p> <p style="text-align: right;">           会 長 _____            署名委員 _____            署名委員 _____         </p>	